

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、豊かな水資源や温暖な気候に恵まれていると共に、交通網は、JRの2つの駅、東名及び新東名の各高速道路へのアクセス、静岡空港へのアクセスなど利便性が高く産業活動に適している。そして、遠洋・沖合漁業の拠点である全国有数の水揚げ量を誇る焼津漁港を有し、「さかなのまち」として水産業を中心に商業、製造業、建設業などが地域に根ざし、バランスよく発展を遂げてきた。

市内の総人口は、昭和35年以降増加傾向にあったが、平成22年をピークに減少に転じ、平成30年3月時点では、140,189人である。また、年齢階層別では、15歳未満の年少人口は、昭和55年以降減少が続いており同時点で17,363人、総人口に占める割合は12.3%である。65歳以上の高齢人口は、昭和35年以降増加傾向が続いており同時点で40,259人、28.7%と高齢化率も上昇傾向にある。生産年齢人口は、平成7年をピークに減少に転じ、現在まで減少傾向が続いており同時点では82,294人、58.7%となり、構成比率も下降傾向にある。

市内の産業構造は、平成26年の経済センサスの産業大分類によると、事業者数では、全産業6,505件のうち卸・小売業1,680件、製造業1,075件、宿泊・飲食サービス業727件、建設業642件であり、平成24年の調査より伸びている業種は医療・サービス9.1%、教育・学習4.7%、減少が目立つのは、宿泊・飲食サービスの5.7%、建設業の3.6%である。

小分類では基幹産業である水産食料品製造業のほか、美容業、飲食料品小売業が上位を占めている。

産業別に見ても当市における第2次産業の比率は、全国平均25%に対し33.9%と8.9%上回っている。

基幹産業である水産食料品製造は、水産加工団地を中心に超低温冷蔵庫に保管された新鮮なカツオ・マグロを加工した刺身用切身、鰹節・削り節、佃煮、缶詰、なまり節などが生産されているほか、サバやイワシを加工した黒はんぺん、全国シェア9割を誇るナルトなどの練り製品も盛んに生産されている。

このように基幹産業である水産食料品製造事業者をはじめとする市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、このような本市の産業と経済の発展において、雇用を創出し、伝統技能を継承するなど中心的な役割を果たし、地域社会の発展にも大きく貢献してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化、人口減少の進行、経済活動の国際化等、中小企業・小規模企業を取り巻く社会環境は非常に厳しい状況にある。

そして、経営者の高齢化や後継者の不在、機械設備の老朽化など内的要因や原材料の減少や仕入れ価格の高騰などの外的要因で持続的経営が困難となり廃業する製造業が増加している。

このような状況において市は、市全体として中小企業・小規模企業の振興の重要性を認識し、中小企業・小規模企業を支えることで、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与し、さらなる当市の発展を目指して、平成 29 年 3 月 24 日付で「焼津市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定した。

○焼津市中小企業・小規模企業振興基本条例 平成 29 年 3 月 24 日条例第 10 号

焼津市は、豊かな水資源や温暖な気候に恵まれ、遠洋・沖合漁業の拠点である全国有数の水揚げ量を誇る焼津漁港を有し、「さかなのまち」として水産業を中心に商業、製造業、建設業などが地域に根ざし、バランスよく発展を遂げてきた。

市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、このような本市の産業と経済の発展において、雇用を創出し、伝統技能を継承するなど中心的な役割を果たすとともに、まちづくりや防災など地域社会の発展にも大きく貢献してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化、人口減少の進行、経済活動の国際化等、中小企業・小規模企業を取り巻く社会環境は非常に厳しい状況にある。

このような中で、中小企業・小規模企業の発展を促進していくためには、中小企業・小規模企業が主体的かつ積極的に経営の向上に努めることはもとより、地域社会全体が、地域の発展のために中小企業・小規模企業が不可欠であることを理解し、支援することが必要である。

よって、市全体として中小企業・小規模企業の振興の重要性を認識し、中小企業・小規模企業を支えることで、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与し、さらなる焼津市の発展を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、及び市の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業支援機関 商工会、商工会連合会、商工会議所、中小企

業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の経営に関する支援を行う機関をいう。

(4) 大企業 市内に事務所又は事業所を有する事業者であつて、中小企業・小規模企業以外のものをいう。

(5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融に関する業務を行う事業者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業がその多様性を活かした事業活動を通じて、地域経済の活性化、地域の雇用の創出等地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、経営資源の確保が特に困難な小規模企業に配慮し、成長的発展だけでなく、事業の持続的な発展の重要性を踏まえて行われなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、市、国、県、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援機関、大企業、金融機関、市民等が相互に連携し、行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業・小規模企業の振興のための施策の実施に当たっては、国、県、中小企業・小規模企業支援機関、大企業及び金融機関と連携の強化を図るものとする。

3 市は、中小企業・小規模企業の地域社会における重要性について、市民等の理解を深めるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第5条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境の変化に対応するため、自主的な経営の革新及び経営基盤の強化に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、自らが地域社会の重要な一員であるという認識の下、人材の育成及び確保、雇用の維持及び創出に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援機関の役割)

第6条 中小企業・小規模企業支援機関は、他の中小企業・小規模企業支援機関と連携し、積極的に中小企業・小規模企業の支援に努めるとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業支援機関は、経済的社会的環境の変化等により複雑化する中小企業・小規模企業の経営課題の解決に必要な支援を行うため、自らの支援機能及び能力の向上に努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に重

要な役割を果たしていることを認識し、中小企業・小規模企業と連携及び協力を深め、事業活動を行うとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業・小規模企業が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、資金調達の円滑化その他の経営の向上のための支援を行うとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを認識し、市等が行う中小企業・小規模企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 中小企業・小規模企業の創業の促進並びに事業の継続及び継承のための取組の支援を図ること。
- (2) 中小企業・小規模企業における人材の育成及び確保等の支援を図ること。
- (3) 中小企業・小規模企業に対する有用な情報の提供及び資金供給の円滑化を図り、中小企業・小規模企業の経営の革新及び経営基盤の強化を促進すること。
- (4) 市が発注する物品、工事その他の業務における中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めること。
- (5) 中小企業・小規模企業の新しい商品の開発及び販路拡大のための取組の支援を図ること。
- (6) 中小企業・小規模企業の技術、サービス等の向上のため、市、国、県、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援機関、大企業、金融機関、市民等の連携を強化し、研究開発並びにその成果の移転及び事業化のための支援を図ること。
- (7) 災害等が発生した場合において、中小企業・小規模企業が速やかに事業を再開し、又は事業を継続するための取組の支援を図ること。
- (8) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる活性化を目指すため、本市の導入促進基本計画における、先端設備等導入計画の認定事業者数は、年

間 50 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市の導入促進基本計画において、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）については、年平均3%以上向上することを目標とする。よって事業者の先端設備等導入計画では、計画期間が3年間の場合は9%、4年間の場合は12%、5年間の場合は15%以上の伸び率を目標とすること。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、水産業を中心に商業、製造業、建設業などが地域に根ざし、バランスよく立地しているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は水産業を中心に商業、製造業、建設業などが地域に根ざし、本市の全区域にわたり立地しているため、本計画の対象区域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、水産業を中心に商業、製造業、建設業などが地域に根ざし、バランスよく立地しているため、本計画の業種、事業内容等は、全業種、事業内容等を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本市における導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業者が策定する先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間であること。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等導入計画の策定にあたり、生産性向上の取組において、人員削減を目的とした取組は対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員、またはその利益となる活動を行う者は対象としない。
- ・専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者は対象としない。